

衛生環境研究所実験空調設備保守点検業務委託 仕様書

1. 概要

沖縄県衛生環境研究所（以下、「甲」という。）は、沖縄県の公衆衛生部門において科学的分野、衛生的分野の安全性・有効性等を評価するための検査・研究を行っている。そのため、常に適正な実験室内環境を安定的に維持することが非常に重要とされる。本業務は、常に安定した実験環境を維持し、所内で取扱う病原微生物や化学物質等が及ぼすリスクを回避し、バイオセーフティー施設としての機能を常に正常な状態に維持・管理する事を目的としている。

2. 件名

衛生環境研究所実験空調設備保守点検業務

3. 履行場所

施設名	沖縄県衛生環境研究所
所在地	沖縄県うるま市兼箇段 17 番地 1

4. 契約期間： 契約締結日から
令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 業務の範囲

(1) 設備機器点検

実験空調に係る空調設備の保守点検、別添「機器リスト」に記載の装置を「点検内容」のとおり実施。

「機器リスト」についても機器単品の点検だけでなく、付帯・連動している機器も漏らすことなく点検すること。「点検内容」についてはメーカーが推奨する点検内容を盛り込んでいるが、必要に応じて追加の点検を行うこと。

また、点検内容に部品の交換が挙げられている機器については、交換部品を受託者（以下、「乙」という。）が用意し、部品の交換を行うこと。洗浄または清掃が必要な機器は、洗浄または清掃を実施すること。

(2) 整備・取替

別添「整備・取替リスト」に記載の装置を、記載の実施内容のとおり整備・取替を実施する。

本契約内容は保守点検であるため、契約期間内において対象機器に不調等がみられた場合には誠実に対応をすること。

交換、清掃、そのほか作業後に不要となったものについては乙で処分すること。

6. 業務実施計画書

保守点検を実施するにあたり、乙は業務実施計画書を策定し、甲の承認を受けるものとする。また、当該計画を変更する場合にも同様とする。また、業務範囲に含まれる機器を甲と乙の両者が現場で確認する。

7. 費用について

契約書に記載されている事項外の追加費用については一切認めない。

8. 修復対応について

保守点検を行った後に部品の破損、誤作動等の問題が生じた場合は、双方で協議を持ち、乙の過失と認められる場合には修繕対応を行うこと。

9. 緊急時の対応そのほか作業

当業務の機器リストに記載がある装置において、緊急時の対応そのほか作業が必要となった場合、対応に関する協議に応じること。

10. 業務体制等

- (1) 乙は業務を行う際、甲の指示により誠実且つ的確に業務を行うこと。
- (2) 点検作業において、軽微な部品の交換が必要な場合は、甲に確認をとること。
- (3) 乙は安全キャビネット及び BSL3 室の保守点検に関して、バイオセーフティーに関する資格あるいは教育（公益社団法人日本空気清浄協会のバイオハザード対策用クラスⅡキャビネット現場設置検査技術研修等）を受けた作業管理者を、作業監督者にあたらせること。
- (4) その他、乙は甲からの要請に出来る限り対応すること。

11. 作業日及び作業時間

作業時間は原則として、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前 8 時半から午後 5 時までとする。ただし、特別な事由等によりあらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。

12. 安全対策

本研究所はバイオハザード施設を有する研究施設のため、本業務を遂行するにあたり甲の安全基準に則り従事しなければならない。

13. 参加資格要件

- (1) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模を

ほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年（令和5年4月～令和7年3月）の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行していること（契約が誠実に履行されたことを証明する書類の写しおよびその履行完了証明書または入金が確認できるもの（通帳の写し等）を添付すること）。

（2）事業者は、安全キャビネット及びBSL3室の保守点検の実績があり、かつバイオセーフティーに関する資格あるいは教育（公益社団法人日本空気清浄協会のバイオハザード対策用クラスⅡキャビネット現場設置検査技術研修等）を受けた作業管理者を有すること。（共同企業体においては、共同企業体を構成する事業者のいずれかが、本事項の要件を満たすこと。）また、本事項を満たしていることを証明するために、実績がわかるもの（保守点検完了報告書等）、資格あるいは修了証等の写しを申請資料の提出時に添付すること。

（3）沖縄県において第一種フロン類充填回収業者登録をしていること（登録書の写しを添付すること）。

14. 契約の主たる部分

（1）契約金額の50%を超える業務であること。

（2）企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務であること。

15. 再委託の制限

（1）契約金額の50%を超える業務を第三者に委託することはできない。

（2）企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務を委託することはできない。

（3）再委託する際は、契約の相手方を指名又は選定した理由及び不可分の関係にある業務であることを様式1再委託承認申請書により申請すること。

（4）消耗品、部品等の買入れ及び資機材等の借入れは再委託には該当しないものとする。

16. 再委託の範囲

再委託者（以下、「丙」という。）に委託する業務は、事前に甲と調整すること。丙により生じた損害は乙の責任において補修すること。

17. 保守点検完了報告書と交換推奨部品一覧表について

（1）本業務の完了後、乙は内容を取りまとめ、保守点検完了報告書として提出すること。安全キャビネット及びBSL3室の保守点検完了報告書については、上記10（3）

で規定した作業監督者による確認後、作成すること。なお、報告書の様式については事前に甲と協議すること。

点検回数が複数回ある機器については、基本的に1台の機器について1枚の報告書にまとめる（複数枚にまたがる場合は連続で記載する）。

結果が良好でない結果の場合は、報告書内にコメントすること。また、交換・清掃を実施した部分については、それがわかるよう（〇〇交換 など）に記載し、その状況がわかるような写真を添付すること。

（2）「機器リスト」のうち、甲が指定する機器については業務実施結果に基づき、交換が推奨される部品等があった場合には、保守点検完了報告書とは別に、交換推奨部品一覧表を作成し、その都度これを提出しなければならない。交換推奨部品一覧表には、部品名、単価、型番を記載すること。

（3）「機器リスト」のうち、交換や整備が必要と判断した場合は、整備部品名、部品単価、部品型番、作業に係る費用を明記した見積書を提出すること。

18. 秘密の保持等

本業務により知り得た秘密を第三者に漏洩しないこと。業務完了後も同様とする。

19. 不測の事態について

不測の事態が発見され、本業務の遂行に支障をきたす場合は速やかに甲に報告し、甲と協議のうえ対応すること。

20. 遵守事項その他

（1）乙は本業務の履行に際し、甲からの質問や資料の提示等の指示に迅速かつ丁寧に応じること。また、修正及び改善要求があった場合は別途協議の場を設けて対応すること。

（2）本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議を行い、業務を実施すること。

（3）本業務に関係のない場所にみだりに立入らないこと。

（4）本業務の実施にあたり、乙が鍵を借用する場合には、別途定められた様式により借用書を甲に提出すること。

（5）作業従事者に対し、立入制限区域、事故、異変等の緊急時の対応、職員等への接遇について十分指導すること。

（6）敷地内禁煙のため喫煙は厳禁とする。

（7）本業務によって生じた不要物（交換したフィルター等）は乙が処分すること。

21. 本仕様書に記載のない事項等について

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速

やかに甲と協議を行い、作業を実施すること。

22. 連絡先

沖縄県衛生環境研究所 環境科学班 水環境グループ 比嘉彩也香

電話：098-987-8216

FAX：098-987-8210